

## 奈良工業高等専門学校感謝状贈呈要項

平成19年3月8日制定

(趣旨)

第1号 この要項は、奈良工業高等専門学校長（以下「校長」という）が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(贈呈)

第2号 感謝状の贈呈は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行う。

- 一 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という）の教育、研究の進展について、顕著な貢献をしたもの
- 二 本校の学生及び教職員の福利、厚生の上昇等について、顕著な貢献をしたもの
- 三 その他本校に対する多大な貢献により感謝するにふさわしいと校長が認めるもの

(決定)

第3条 校長は、第2条に該当するものがある場合は、感謝状の贈呈の可否を検討し、企画会議の議を経て、決定する。

2 贈呈を決定したときは、別紙様式による感謝状を贈呈するものとする。

(事務)

感謝状の贈呈に係る事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

